

4月から 自転車の交通違反に 「青切符」が導入 されます



自転車も青切符
違反行為の例



※取締りの対象は16歳以上の運転手となりますが、16歳未満でも原則として指導警告がおこなわれます。

**酒気帯び運転、妨害運転など、
重大な違反については刑事手
続（赤切符）で処理されます。**



4月1日より、自転車に
対し青切符制度が導入され
ます。これにより、違反行
為をおこなった運転手は法
で定められた反則金を支払
わなければなりません。自
転車も「車」の仲間です。
交通ルールに則った運転を
心がけましょう。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
※例外的に歩道を走行する場合で
あっても、歩行者を優先しましょう。
- ② 交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



自転車損害賠償責任保 険等への加入義務化

自転車事故を防ぎ、加害者にも被
害者にもならないための5つの基本
的な交通ルールを自転車安全利用五
則と呼びます。必ず守りましょう。

愛知県では、自転車損害賠償責任
保険等への加入が義務化されました。
自転車加害者となる事故が増加傾
向にあります。加害者になった場合
は損害賠償責任が生じ、高額な賠償
を請求されることもありますので、
自身の加入している保険状況を確認
しておきましょう。

自転車乗車用ヘルメッ ト購入費補助制度

町ではヘルメットの着用を推進す
るため、購入費の一部を補助します。
補助対象者：町内に住所を有し、年
度末に満7歳以上満18歳以下とな
る方（平成20年4月2日から令和
2年4月1日生まれの方）または
満65歳以上となる方（昭和37年4
月1日以前生まれの方）
※過去に補助を受けた方（着用者）
は対象外です。

補助対象となるヘルメット 4月1
日以降に購入した、安全認証（SG・
JCF・CE EN1078・GS・CPSC
マーク）を受けた新品のもの
※中学生が指定、推奨する通学用へ
ルメットを除きます。

補助金額 購入金額の2分の1（上
限2000円、10円未満切り捨て）
申請に必要なもの 申請書兼誓約書・
請求書、領収書またはレシートの
写し、ヘルメットが安全認証を受け
ていることが確認できる書類（認
証マークの提示、またはヘルメッ
ト持参）



自転車乗車用ヘルメット
購入費補助制度
ホームページ